

医療事故届け出 低調

(読者新聞 2016.6.7 夕刊)

基準あいまい 病院「裁量」

7か月22件のみ

患者の亡くなる医療事故を起こした病院や診療所に対し、院内調査の実施や、第三者機関への届け出を義務付けた「医療事故調査制度」の利用が低調だ。昨年10月の制度開始以降、届け出件数は毎月30件程度で、国の当初の想定は3割以下にとどまる。届け出るかどうかの判断や、院内調査の内容に不満を訴える遺族もあり、厚生労働省は制度見直しの準備を進めている。

追う

国、制度見直しへ

■実態より少ない？ 「手術前の説明が不十分で、死因も納得できない。公平な立場の第三者に調べてほしい」。新潟県の男性会社員(35)は、腹部の大動脈瘤の手術後、容体が急変して昨年10月に亡くなった義父(当時67歳)の治療に疑問を抱いている。手術同意書には死亡のリスクに関する記載がなく、男性は病院側に制度に基づく事故の届け出を求めたが、「死亡は予期された合併症が起きた結果」と説明され、断られた。同制度は、治療に関する書類や担当医師の説明などから、病院側が「患者の死亡を予期していなかった」と判断した場合だけ届け出る仕組みで、遺族の申し出とは無関係だ。届け出ない場合の罰則もない。

第三者機関「日本医療安全調査機構」(東京)によると、昨年10月から今年4月の間、届け出があったのは病院202件、診療所20件の計222件。厚生労働省は制度開始前、医療死亡事故の年間件数を「1300、2000件」と試算しており、同機構では、届け出件数が実態より少ない可能性があるとみている。

■院内調査に不信感 また、届け出があった事故のうち、病院が行う院内調査の結果が出たのは66件。同機構によると、調査の内容や手法にはらつきがあり、客観的な調査を行うための外部の専門家を調査に加えていないケースも目立つ。

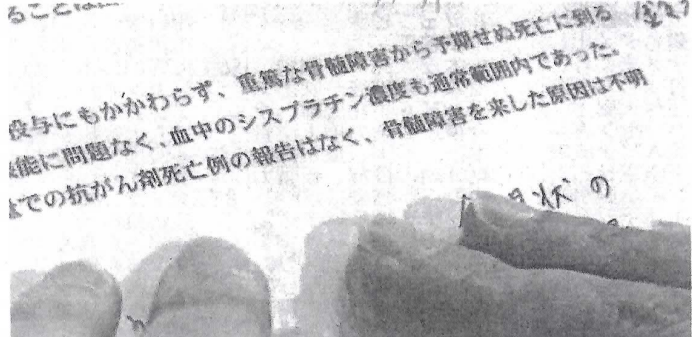
都内の女性会社員(44)は昨年11月、静岡市の病院で抗がん剤を投与後に亡くなった母(当時68歳)に関する院内調査に不信感を募らせる。今年3月、病院側から出された調査結果はわずか2枚の紙に、薬の投与量や検査値など治療の経過が記載され、「原因は不明」となっていた。

結果を説明した調査メンバーは院内の医師らだけだったといい、女性は「内輪だけの調査では納得できない」と、同機構に再調査を依頼した。同機構の木村壮介・常務理事は、「医師の個人責任が追及されるといふ懸念が消えず、報告や、外部委員を加えた調査に消極的な医療機関がある」と分析する。

■届け出基準統一へ こうした実情を踏まえ、厚生労働省は今月中にも通知などを改正して制度改善を図る方針だ。

現状では、複数の医療団体が事故の届け出基準の指針を作り、判断にはらつきが出ていたため、協議会を設置して基準を統一する。また同機構が、病院の対応に不信感を抱く遺族の相談に応じ、病院側に伝達する体制を整えるほか、院内調査の実情を把握しやすくするため、病院側に調査内容を照会できるようにする。医療事故の遺族らでつくる「患者の視点で医療安全を考える連絡協議会」の永井裕之代表は、「将来的には、第三者機関の権限を強め、遺族や病院職員からの情報で事故の可能性が高ければ、病院に調査を指示したり、直接調査したりできるようにすべきだ」と語る。

また、医療事故調査に詳しい九州大病院医療安全管理部の後信教授は、「医療安全の専門家を数多く養成したり、院内調査を支援する仕組みを充実させたりして、調査しやすい環境を整えることも必要」と指摘している。



都内の女性が病院から受け取った調査報告書には、死亡につながった骨髄障害について「原因は不明」と結論付けられていた

医療事故調査制度 全国にあるすべての病院、診療所、助産所の計約18万施設に医療事故の届け出を義務付けた制度。事故の原因究明と再発防止を目的に創設され、民事訴訟による紛争などを防ぐ効果も期待されている。医療機関は事故が起きたら、第三者機関に届け出たうえで、院内調査を行わなければならない。調査結果に不満があれば、遺族は第三者機関に再調査を依頼することができる。

医療事故調査制度の仕組み
※()内は昨年10月から今年4月までの件数
手術などで予期せず患者が死亡し、医療事故と判断した場合



医療機関
1 届け出(222件)
2 院内調査
3 結果報告(66件)
4 院内調査に不服があれば、再調査を依頼できる
5 再調査(2件)
6 遺族